

徳島県病院局管理規程第十三号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十月十七日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「二千円」を「三百十円」に改める。

附則第十項中「令和五年六月一日から令和五年九月三十日まで」を「令和五年十月一日から令和六年三月三十一日まで」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和五年十月一日から適用する。